

高須輪中土地改良区だより

No.23 平成28年6月15日
発行 高須輪中土地改良区
岐阜県海津市海津町馬目515番地1
TEL 0584-53-0003 FAX 0584-53-3383

組合員数	3,413人
地区内農地面積	3,022.3ha
田	2,663.8ha
畑	358.5ha

平成28年4月1日現在



高須輪中

理事長挨拶

森正弘

初夏の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は当土地改良区の管理・運営並びに各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、ご承知のとおり昨年10月にはTPP交渉が大筋合意に至り、11月には「総合的なTPP関連施策大綱」が策定され、農林水産業としては、成長産業としての力強い農林水産業を作り上げるための施策も平成27年度補正予算に盛り込み本年秋を目途に取りまとめを予定されております。平成28年度の農業基盤整備事業関係予算については「強い農林水産業のための基盤づくり」として、対前年106.5%の3,820億円、27年度の補正予算と合わせますと、134.1%の4,810億円の規模となっております。

本地区でございますが、近年不具合が発生している勝賀揚水機場や水管理施設、漏水事故が発生した勝賀西用水路の整備について、国営施設応急対策事業「長良川用水地区」として平成29年度新規着工に向けて、先般開催いたしました第23回通常総代会並びに長良川用水推進協議会におきまして事業の実施に伴う着手意思の表明の議決を頂き、更に5月18日には岐阜県上手副知事様始め農政部幹部の方々に事業推進の要望をして参りました。事業着工に向け要望活動を加速させていきたいと考えております。

また、地域資源と環境向上を図る新たな対策支援とされたのが「農地・水環境保全管理支払交付金事業」で、平成26年度からは多面的機能支払交付金制度に移行されましたが、当地区も32地区の参加とそのうち施設の長寿命化のための活動では、9地区から14地区に活動範囲が増えましたが、活動組織が土地改良施設の長寿命化や施設の保全管理を行っていただければ、土地改良区の施設の修繕費の軽減となりますので、高須輪中地域で活動に取り組んでいただいている組織の方々に先般広域活動組織化への意向説明会を開催致しました。今後活動組織の一本化をお願いし、更に輪中全体で取り組み土地改良施設の長寿命化を図っていききたいと考えておりますのでご協力をお願い申し上げます。

今年も4月10日頃からあきたこまちの田植えが始まりましたが、4月は周期的に春雨が降りまして代掻き用水が十分ではないにしても送水出来ました。4月19日までの期間は水利権水量が少なく、必要な用水がないために早植えの代掻きや補給水に困られたと思います。水利権水量は国交省に要望すれば取得できるものではないことをご理解されていると思います。新規取水の取得には理由、必要水量、そして水源等の根拠を国交省に示して、審査の上許可されるものであります。農林水産省も地域整備方向検討調査で今年度が最終になりますが必要な農業用水の把握のため調査を実施して頂きます。有限である農業用水の適切な管理のため今年度も配布しております用水計画やブロックローテーションによる運転休止等にご理解ご協力をいただくとともに農業用水の取水実態にあった作付体系の検討・調整をお願い申し上げます。

平成28年度予算につきましては3月の総代会で対前年度当初予算比5.6%減、前年度議決予算比8.0%減の2億8千9百万円をご承認頂きました。この予算の内容ですが、全体額は前年当初と比べては大きな変動はありません。農地中間管理機構への農地の借受が本年度も進む見込みで、本年度から所有者から耕作者への組合員得喪を行うこととしております。老朽化している施設の整備や突発的な故障の補修等については県営農業水利施設保全合理化事業等の高率補助事業で対応していくように努めると共に、事務の合理化・効率化を図り、経費節減に努めてまいります。

最後になりましたが、組合員の皆様方の益々のご健勝とご活躍をご祈念申し上げますとともに、土地改良区の管理、運営に今後も格別のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

第23回通常総代会の報告について

平成28年3月25日開催の通常総代会で、次の各議案が審議可決されました。

- 第1号議案 平成27年度一般会計収支補正予算(第三次)の議決について
- 第2号議案 平成28年度一般会計収支予算の議決について
- 第3号議案 平成28年度職員退職手当積立金会計収支予算の議決について
- 第4号議案 平成28年度基本財産積立金会計収支予算の議決について
- 第5号議案 平成28年度農地転用決済金積立金会計収支予算の議決について
- 第6号議案 平成28年度太陽光発電会計収支予算の議決について
- 第7号議案 平成28年度賦課金の賦課徴収方法とその時期の議決について
- 第8号議案 平成28年度農地転用決済金の議決について
- 第9号議案 平成28年度一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
- 第10号議案 平成28年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第11号議案 国営施設応急対策事業「長良川用水地区」の実施に伴う着手意思の表明の議決について

平成28年度当初予算について

総額 3,740,768千円

イ. 一般会計 289,000千円		単位:千円		ロ. 特別会計 3,451,768千円		単位:千円	
収	入	支	出	別	会	計	予
款	算	款	算	計	計	額	算
	額		額				額
組合費	95,765	事務費	68,856	職員退職手当積立金会計			55,831
使用料	1,882	選挙費	2	基本財産積立金会計			3,370,166
補助金	51,450	維持管理費	180,498	農地転用決済金積立金会計			21,094
交付金	28,448	事業費	5,005	太陽光発電会計			4,677
寄付金	264	償還金及び利子	225				
借入金	1	負担金	5,037				
受託金	10,840	過年度支出	1				
雑収入	313	諸費	425				
財産収入	2	用地補償費	511				
繰入金	100,034	退職手当積立金繰出金	3,000				
繰越金	1	繰出金	24,400				
		予備費	1,040				
計	289,000	計	289,000				

※ 収入支出差引残金なし

平成28年度賦課金及び決済金について

平成28年度賦課金及び決済賦課金は、第23回通常総代会で下記の通り決定しました。

① 賦課金		(1,000㎡当たり)	
賦課基準	賦課地積の基準日	平成28年4月1日	
経常賦課金	田(1) 3,500円 畑(1) 1,050円 畑(2) 350円	大樽川堤以北の地域	田(2) 1,160円 畑(3) 350円
	納期限 前期分 平成28年6月30日 後期分 平成28年11月30日		
特別賦課金	(日本政策金融公庫資金償還金) 県営ほ場整備事業		
	納期限 全期分 平成29年1月31日		

② 農地転用決済金		(1,000㎡当たり)	
田(1)	210,000円	田(2)	70,000円
畑(1)	63,000円	畑(2)	21,000円
畑(3)	21,000円		

(裏面に続く)

◆賦課金について

- 用水利用の有無に関わらず高須輪中土地改良区区域内の農地に賦課金がかかります。
- 農地を異動した場合旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務(土地改良法第42条)が生じますので、納め忘れないようにご注意ください。
- 賦課基準は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出をして下さい。賦課に疑問がありましたら、いつでも土地原簿の閲覧が出来ますのでご来所下さい。

◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

- 下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっております。当土地改良区の総務課に所定の用紙がありますので手続きをして下さい。
- 組合員が死亡した場合
 - 組合員が農地の喪失又は取得した場合(農地の異動、売却、譲与等)
 - 農業者年金の受給による経営移譲の場合

◆農地に異動があったときは、当土地改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出(所有権、耕作権の設定)済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳も自然に加除されるとお考えの方も多いようですが、土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ずお届け下さい。

◆農地転用、地区除外申請等に伴う決済賦課金について

- 決済賦課金は、今後の維持管理費について区域内農地が減少しても、用水路及び排水機等の維持管理費は減少しませんので、残存農地が負担過重とならないよう、農地転用される時その農地にかかる今後相当期間の維持管理費相当分を納めていただくものです。
- 農地を宅地、その他に転用される場合には、決済賦課金が賦課されます。
- 農地転用等により地区除外されるときは、農地転用等の通知を土地改良区に提出し意見書の交付を受けて下さい。尚、公共事業(道路、学校用地、公園、河川、水路等)用地として転用される農地についても決済金が賦課されますので、用地買収等の折には事業主体でこれを負担していただくか、決済金を含めて価格交渉をされるようお願いいたします。
- 農地転用決済金は、高須輪中土地改良区地区除外等処理規程による意見書等を交付するときに、その金額を徴収します。尚、県営土地改良事業施行地区で、事業完了後8年(工事完了の日の属する年度の翌年度から起算)を経過していない農地につきましては、決済金とは別に事業補助金返還金が必要になります。これについても意見書の交付と同時に、概算金を徴収し返還金が確定次第清算いたします。
- 農家住宅、分家住宅及び農業用施設については減免措置がありますので農地転用の手続きをする場合は、事前に事務局にご相談して下さい。

※一定の条件を満たす農地転用決済金等については、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用となります。
詳しくは、税務署の資産課税(担当)部門にお尋ねください。

賦課金に関するお知らせ

●納付できる場所(口座振替契約のされていない方)

高須輪中土地改良区事務所 ・ 大垣共立銀行海津支店 ・ 西美濃農業協同組合高須支店
尚、上記以外の金融機関でも納付できますが別途振込手数料がかかります。

●預金口座振替の契約をされている方は、納期日に指定された金融機関の預金口座から振替されます。 (通知書に記載する預金口座振替の番号は、個人情報保護のため下3桁を * * * で表示しております)

●口座振替契約のできる取扱金融機関

大垣共立銀行 ・ 西美濃農業協同組合 ・ ぎふ農業協同組合 ・ 桑名信用金庫 ・ 大垣西濃信用金庫 ・ 十六銀行 の本支店
尚、上記の金融機関で賦課金の預金口座振替の申し込みをしていただきますと手数料はかかりません。

●預金口座振替のお申込み

当土地改良区で用意しております「預貯金口座振替依頼書」「納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、預金通帳、印鑑(届出印)をご持参の上、各金融機関窓口へ提出して下さい。

※ 賦課金等についてのお問い合わせは直接当土地改良区総務課までお願いします。

平成26年度決算について

(平成27年9月25日第23回臨時総代会で承認)

イ 一般会計

単位:円

収 入		支 出	
款	決算額	款	決算額
組 合 費	157,195,930	事 務 費	66,010,589
使 用 料	2,336,899	選 挙 費	0
補 助 金	51,315,720	維 持 管 理 費	175,141,674
交 付 金	24,961,500	事 業 費	4,701,240
寄 付 金	289,050	償 還 金 及 び 利 子	55,662,662
借 入 金	0	負 担 金	8,596,158
受 託 金	10,668,545	過 年 度 支 出	0
雑 収 入	530,360	諸 費	3,255,742
財 産 収 入	0	用 地 補 償 費	509,852
繰 入 金	94,900,000	退 職 給 与 積 立 金 繰 出 金	3,000,000
繰 越 金	1,371,880	繰 出 金	25,469,900
		予 備 費	0
計	343,569,884	計	342,347,817

手持ち現金 5,859

※収入支出差引残金 1,227,926円は、次年度へ繰越

ロ 特別会計

◎職員退職金給与金積立金会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
45,571,223	0	45,571,223	
※収入支出差引残金 45,571,223円は次年度へ繰越			
◎基本財産積立金会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
3,432,453,588	93,800,000	3,338,653,588	
※収入支出差引残金 3,338,653,588円は次年度へ繰越			
◎農地転用決済金積立金会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
21,995,499	1,000,000	20,995,499	
※収入支出差引残金 20,995,499円は次年度へ繰越			
◎太陽光発電会計			単位:円
収入総額	支出総額	差引残金	
4,076,215	2,030,000	2,046,215	
※収入支出差引残金 2,046,215円は次年度へ繰越			

平成28年度用水計画について

1. 運転日及び運転時間 ※灌漑用水時期の運転休止日を21年度より変更しております。

	用 水 時 期	運 転 時 間	運 転 日
事前通水	3月28日～3月31日	午前8時30分～午後5時	苗場、代掻き用水は、毎日運転します。灌漑用水は、 火曜日・土曜日 の週2日間を休止日としその他の日は運転します。なお、雨天の場合は降雨量、大雨予報等で判断し運転を中止又は一時中止する場合があります。また、機械操作の都合上、30分程度の時間のずれが生じる場合がありますのでご理解下さるようお願いいたします。 7月19日～9月10日の午後5時以降は畑作のみの利用となりますので、水田のバブルを開めるよう皆様のご協力をお願いします。 ※記載の5機場が対象となります。
苗場用水	4月1日～4月9日	午前8時～午後5時	
代掻き用水	4月10日～4月14日	午前7時～午後7時	
	4月15日～5月31日	午前6時～午後7時	
灌漑用水	6月1日～7月18日	午前8時～午後6時	
	7月19日～8月31日	午前8時～午後7時	
	9月1日～9月30日	午前8時～午後6時	
	10月1日～10月10日	午前8時～午後6時	

※勝賀・野寺・須脇・蛇池・松山中島加圧揚水機場は4月10日～10月10日の運転となります。

※7月19日～9月10日の期間は、昨年度より実施したブロックローテーションによる運転休止日を設けておりますので休止日が違いますのでご注意ください。

2. 故障・修理等の連絡先

運転日は、日、祝祭日(土曜日は除く)でも管理センターに職員がおりますのでご連絡下さるようお願いいたします。

土地改良区電話 TEL 0584-53-0003(代)

土地改良区携帯電話 橋本・佐藤 TEL 090-7042-1591

山内・加藤 TEL 090-2342-4765

ホームページ開設の案内

水土里ネット高須輪中では、平成20年10月にホームページを開設しました。トピックスを始とし、用水計画、土地改良区の申請手続き関係様式など最新データをご覧いただきたいと思ひます。

<http://www.takasuwayju.or.jp>

